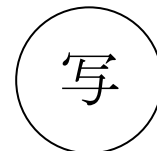


令和2年（2020年）8月6日開会

令和2年（2020年）第9回

茨木市教育委員会定例会

会 議 録



茨木市教育委員会

◆ 令和2年8月6日(木)第9回教育委員会定例会を男女共生センターローズWAM 研修室501・502で開催した。

◆ 出席委員

| | |
|----------|-----------|
| 教 育 長 | 岡 田 祐 一 |
| 教育長職務代理者 | 武 内 由 紀 子 |
| 委 員 | 片 山 正 敏 |
| 委 員 | 篠 永 安 秀 |
| 委 員 | 堀 村 佳 奈 子 |

◆ 本委員会に出席した者

| | |
|-------------------|-----------|
| 教 育 総 務 部 長 | 小 田 佐 衣 子 |
| 教 育 政 策 課 長 | 玉 谷 圭 太 |
| 教 育 総 務 部 副 理 事 | 西 村 宏 子 |
| 学 務 課 長 | 堤 義 孝 |
| 施 設 課 長 | 浅 野 貴 士 |
| 社 会 教 育 振 興 課 長 | 松 本 栄 子 |
| 歴 史 文 化 財 課 長 | 木 下 典 子 |
| 中 央 図 書 館 長 | 吉 田 典 子 |
| 学 校 教 育 部 長 | 加 藤 拓 郎 |
| 学 校 教 育 推 進 課 長 | 青 木 次 郎 |
| 教 職 員 課 長 | 岩 城 大 将 |
| 教 育 セ ン タ ー 所 長 | 新 川 正 知 |
| こ だ も 育 成 部 長 | 岡 和 人 |
| 保 育 幼 稚 園 総 務 課 長 | 山 寄 剛 一 |
| 保 育 幼 稚 園 事 業 課 長 | 村 上 友 章 |

◆ 署名委員

| | |
|-----|-----------|
| 委 員 | 武 内 由 紀 子 |
|-----|-----------|

(令和2年8月6日(木)、午後2時00分)

議事日程 (令和2年第9回茨木市教育委員会定例会)

(於：男女共生センターローズWAM 研修室501・502)

| 日程 | 議案番号 | 件名 | 摘要 |
|----|------|--------------------------------------|----|
| 1 | | 会議時間の決定について | |
| 2 | | 会議録署名委員指名について | |
| 3 | | 会議録の承認について | |
| 4 | | 諸般の報告について | |
| 5 | 26 | 茨木市公民館条例及び茨木市立青少年センター条例の一部改正の申し出について | |
| 6 | | | |
| 7 | | | |
| 8 | | | |
| 9 | | | |
| 10 | | | |
| 11 | | | |

(1 4 時 0 0 分 開 会)

岡田教育長

それでは、ただいまから令和2年第9回茨木市教育委員会定例会を開会いたします。
本日は、委員会を傍聴したいとの申出がありますので、ここで入室していただきます。
それでは、傍聴者入室させてください。

(傍聴者入室)

岡田教育長

本日の出席者は5名でありまして、会議は成立いたしております。
なお、本委員会には部長以下、説明員の出席を求めています。
これより本日の会議を開きます。
日程第1 「会議時間の決定について」を議題といたします。
お諮りいたします。
本日の会議時間は午後4時までといたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、本委員会の会議時間は午後4時までと決定いたします。
日程第2 「会議録署名委員指名について」。
本件は、茨木市教育委員会会議規則第17条の規定により、武内委員をご指名申し上げますので、よろしく申し上げます。
日程第3 「会議録の承認について」を議題といたします。
「令和2年第7回茨木市教育委員会定例会会議録案(案)」について、お諮りいたします。
異議はございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認め、「令和2年第7回茨木市教育委員会定例会会議録案（案）」については、承認することといたします。

日程第4 「諸般の報告」を行います。

小田教育総務部長が報告

岡田教育長

以上の報告について、何かご質問はございませんか。

武内委員

これは、北幼稚園に出向かれての会だったわけですね。それで、おはなし会って書いてあるので読み聞かせじゃなくて、何かお話をしあげるとい、そういう会だったのかどうかということと、それから関係職員出席ということになっていますけれども、これは図書館の職員の方で、何か専門的な勉強をされている方なんですか。

吉田中央図書館長

この7月21日は、北幼稚園に関係職員と書かせていただいておりますが、図書館のおはなし会ボランティアの方に行っていております。おはなし会ということで、読み聞かせも行いつつ、おはなしも行うという形になっております。

武内委員

どれぐらいの時間で、子どもたちの反応はどんな感じでしたでしょうか。

吉田中央図書館長

時間は、こういうコロナ禍のもとですので、短めに行ったということを知っております。子どもたちの反応は、最近、行事も減っているということで、何となく喜んでいるのは伝わってくるが、子どもたちにもマスクをしてもらうとか、友達同士1メートルの間隔をあけてもらうとかという形になっていますので、通常のおはなし会みたいに横の子と喜びを分かちあうという雰囲気ではなかったと聞いています。

武内委員

ありがとうございます。本当にいろんな行事が無くなっている中で、とても貴重なことだと思いますので、よろしくをお願いします。

岡田教育長

ほか、何か質問ございませんか。

よろしいでしょうか。以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

日程第5 議案第26号「茨木市公民館条例及び茨木市立青少年センター条例の一部改正の申し出について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小田教育総務部長

議案第26号につきまして、説明を申し上げます。

本件は、全庁的な取り組みである「新たな公共施設予約システム導入」に伴い、施設の使用料を口座振替の方法により納付ができるよう、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしまして、茨木市公民館条例では、使用料について定める規定において、口座振替の方法により徴収する使用料は、後納とすることができる旨のただし書きを加えるとともに、使用料の免除について定める規定において、使用料を減額することができる旨を加えます。

茨木市立青少年センター条例では、使用料について定める規定において、口座振替の方法により徴収する使用料は、後納とすることができる旨のただし書きを加え、使用料の免除について定める規定において、「使用料を免除し、又は駐車場使用料を減額し、もしくは免除することができる」を「使用料を減額し、又は免除することができる」に改め、文言の整理を行います。

附則といたしましては、令和3年4月1日から施行する旨及び経過措置について定めております。

なお、参考資料といたしまして、条例の一部を改正する条例新旧対照表を配布いたしております。

以上で、議案説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

岡田教育長

事務局の説明は終わりました。これより質疑を行います。

片山委員

今回の条例改正でございますけれども、この使用料の後納という料金徴収のご説明だったんですが、實際上、これを始めるにあたりましてですね、公民館等の利用の方法はどのように変わるのでしょうか。料金の徴収だけじゃなくて、別のいろんなシステムもあわせて変更になると思うんですが、そのあたりについて教えていただけないでしょうか。

松本社会教育振興会長

今回、公共施設の一層の有効活用を図るために、利用者の利便性の向上等を図るために全庁的に公共施設の予約システムの導入に向けて準備をしているところであります。そのシステムが導入されますと、パソコンやスマホで、それぞれの施設の空き状況を確認して、そこから予約申請ができるということになります。これまでは窓口で申請書を記入いただき、料金を納めていただいて使用許可をしていたというところが、窓口等に来ていただく手間が省けるといふところと、今回のコロナウイルスの状況下において、人との対面の機会を減らすことができるというようなところで利用の申し込み方法が変わります。ただ、システム等を利用できない方もおられますので、従前の窓口での申請も並行してやっていくというところで今、検討しているところです。

片山委員

従来どおりの利用の仕方、申込み方ですね、それもあわせて続けられると。新しく空き状況が常にリアルタイムで分かるような、そういうオンラインでの申し込みができると、そういうわけですね。その場合に、例えばオンラインで申し込んでですね、直前にキャンセルをすとか、そういう場合、オンライン上でのキャンセルの締め切り時期とか、そのあたりについての影響はないのでしょうか。

松本社会教育振興課長

キャンセルについてです。現状では前納ですので、キャンセルが出た場合は、そのキ

キャンセル日によるんですけれども、利用の30日前まででしたら全額を還付、14日前まででしたら5割を還付しています。それは前納でいただいていますので、そのいただいたお金から還付という形をとっていますが、システムで口座振替ということになりますと、口座振替は先ほどの説明にもありましたように後納という扱いになります。全額をキャンセル料としてこれまで還付していた分に関して、新しいシステムに変わりますと、口座引き落としをしないという形になります。キャンセル料5割を徴収する場合は、使用料を減額して徴収する形になります。キャンセルの時期とかも全庁的に統一する形で進められていて、システムの中でそういうキャンセル取り消しの申し込みがあったときに対応できるように進めているところです。

片山委員

ということは、従来どおり使われる方と、今回オンラインで使われる方もキャンセル料については同じ、平等の取り扱いをするということによろしいですね。はい、分かりました。

岡田教育長

はい、ほかに何かございませんか。

武内委員

現行分では、駐車場使用料の記載があるんですけれども、改正のほうには駐車場のことは消えているんですが、これはもう駐車場使用料は取らないということですか、教えてください。

松本社会教育振興課長

駐車場については、変更ありません。

現行の茨木市立青少年センター条例の使用料の減免規定に、使用料を免除し、または駐車場使用料金を減額し、もしくは免除することができるとなっているんですけれども、貸室の使用料につきましては、先ほど申しましたとおり、現行では前納でいただいて、キャンセルが出た場合は還付という形になっています。ただ、駐車場に関しましては、もともと使用料を全額徴収している場合と、あと一部、市が使用したりする場合の免

除できる団体等がありますのと、身体障がい者手帳等をお持ちの方につきましては、駐車場料金を5割に今も減額して徴収をしていますので、現行のところでは、駐車場使用料については減額し、もしくは免除することができるとなっています。今回の改正で、施設使用料につきましても、キャンセル料の関係で減額するという規定が追加になりますので、そこを文言整理して、駐車場使用料と施設使用料をあわせて使用料の減免というところで文言整理をさせていただいたというところです。

武内委員

そしたら、この改正分のほうの使用料という中には、施設の使用料と駐車場の使用料、両方が含まれているという意味ですね。はい、分かりました。

岡田教育長

ほか、どうでしょうか。

片山委員

今、駐車場のお話が出ましたが、駐車場使用料は自動改札とといいますか、自動徴収装置で料金を徴収されているところもあるんじゃないかと思うんですが、それをまず確認をさせていただいて、その場合、一緒に扱えるのかどうかということをお答えいただけますか。

松本社会教育振興課長

駐車場の場合に関しましては、今、片山委員がおっしゃっていただいたように、精算機で料金もらっています。減額をして料金もらう分に関しては、貸しカード等をお渡ししていますので、減額して徴収をしています。今回、条例の中では、施設の使用料と駐車場の使用料を1つのところに文言整理して、まとめさせていただいているんですけども、あくまでも新たな公共施設の予約システムの中では、施設の使用料だけを徴収するということになりますので、それぞれ駐車場の徴収に関しては、何ら変わりはないです。

岡田教育長

よろしいですか。

篠永委員

私のほうからは、ネット予約ができるということで、非常に予約がしやすくなったということは喜ばしいと思うんですけど、逆に、この日とこの日とこの日とこの日とを全部あらかじめ取りあえず押さえておいて、日にちがあまり決まっていないから、とにかく押さえ過ぎて、ほかの方が予約できないというような場面は想定されているのでしょうか。

松本社会教育振興課長

現在でも、公平性の観点から、1つの団体が1週間に1回程度ということで月5回までという運用をしていますので、そのあたりも含めて、また全庁的なルール等をシステム構築に向けて検討していく形になるというふうには考えております。

岡田教育長

ほか、特にございませんか。

武内委員

よく分からないんですけど、この施設の使用料というのは口座振替ができるけれども、この駐車場については、それはできませんよね。その都度払うことになると思うんですけどもね、その区別は要らないんですか。この利用者向けに何かお知らせはあるんですか。

松本社会教育振興課長

あくまでも今回の新たな公共施設の予約システムに関しましては、貸室等の空き状況とそれに関する予約が24時間、365日可能になりますよということですので、施設の貸室に限ってということになりますので、そのことをお知らせする形になります。

岡田教育長

駐車場は、別に予約は要らないと。駐車場の減免と免除は、団体と障がい者の方だけと。減免になりますよという文言をこの中に入れてしまうという、そういう意味ですね。それで理解したらいいですか。

松本社会教育振興課長

はい、同じことになってしまいますけれども、貸室の施設の使用料に関しましては、あくまでも今までから前納が原則になっていますので、今回システムを導入することによって、システムの中で予約をして、口座登録をされた分に関しては、その口座から後納という形で口座引き落としになります。

駐車場に関しましては、今、教育長からもありましたように、駐車場は、公共施設の利用に限らず広く一般にも開放していますので、駐車場にある発券機で発券してもらって、精算機で料金を払っていただいています。

今回、駐車場に関しては、変更はありませんが、施設の使用料に関しましても、口座振替することによって、キャンセル料が発生した場合、減額することができるという規定が必要になります。ですので、駐車場と施設の使用料に関しては、それぞれ違いますけれども、減額し、免除することができるというのは、それぞれに適用されるものですので、それを文言整理して1つにしたというところです。

岡田教育長

ほか、何かございませんか。

それでは、お諮りいたします。質疑を打ち切りましても異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、質疑を打ち切ります。

ただいまより各委員の賛否及び意見を求めます。

(各委員「原案賛成」の発言あり)

岡田教育長

各委員のご意見は、原案に対して賛成であります。

本件は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の会議日程は全部終了いたしました。

令和2年第9回茨木市教育委員会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(14時26分 閉会)

以上会議の顛末を記載し、茨木市教育委員会会議規則第17条によりここに署名する。

令和2年8月6日

茨 木 市 教 育 委 員 会

教 育 長 _____

署 名 委 員 _____

令和2年第9回茨木市教育委員会定例会事務報告

令和2年7月18日～令和2年7月31日

| 月 日 | 行 事 名 | 場 所 | 出 席 者 | 担 当 課 |
|-----------|------------------------------|------|-------|-------|
| 7月21日 (火) | おはなし会 (開催回数：1回 参加者：延べ14人) | 北幼稚園 | 関係職員 | 中央図書館 |